

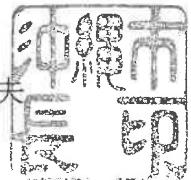


沖縄市告示第 18 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年2月24日

沖縄市長 桑江朝千夫



1 都市計画の種類

中部広域都市計画下水道の変更（沖縄市公共下水道）

2 都市計画を変更した土地の区域

池原三丁目、四丁目、五丁目、字登川、登川二丁目、三丁目、知花五丁目、古謝一丁目、古謝三丁目、桃原四丁目、大里三丁目

3 都市計画の縦覧場所

沖縄市役所5階 建設部 都市整備室 都市計画担当